

開会の日 令和4年12月12日(月)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	高 原 邦 子
副委員長	上ヶ吹 豊 孝
委員	葛 谷 寛 徳
委員	住 田 清 美
委員	井 端 浩 二
委員	谷 口 敬 信

◆欠席委員(1人)

委員	澤 史 朗
----	-------

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯之下 明 宏
総務部長	谷 尻 孝 之
総務部参事兼総務課長	洞 口 廣 之
総務課長補佐兼行政係長	下 通 剛
総務課人事給与係長	田 中 裕 子
管財課長	砂 田 健 太 郎
管財課指定管理係長	澤 田 充 弘
教育委員会事務局長	野 村 賢 一
生涯学習課長	古 田 善 尚
文化振興課長	大 上 雅 人
スポーツ振興課長	大 始 良 透

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	倉 坪 正 明

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第114号	飛騨市個人情報保護法施行条例について
議案第115号	飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第116号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第117号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第118号	飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例について

- 議案第119号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第120号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第121号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第122号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第123号 指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
- 議案第124号 指定管理者の指定について(飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場)

( 開会 午前10時00分 )

## ◆開会

## ●委員長（高原邦子）

ただいまより第13回総務常任委員会を開きます。本日は、澤委員が欠席であります。会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりであります。

審査に入る前にお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

## ◆1. 付託案件審査

- ・議案第114号 飛騨市個人情報保護法施行条例について

## ●委員長（高原邦子）

それでは、議案第114号、飛騨市個人情報保護法施行条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この委員長を呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（高原邦子）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □総務部長（谷尻孝之）

皆様方おはようございます。よろしく申し上げます。たくさんありますが、よろしく申し上げます。

まず、議案第114号、飛騨市個人情報保護法施行条例につきましてご説明いたします。7ページの要旨のほうを御覧いただきたいと思います。7ページになります。

まず、提案の理由でございます。個人情報の保護に関する法律の改正に伴います制定となるところでございます。

次に制定改廃の根拠等でございます。上から2行目の中ほどになりますが、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の全国的な共通ルールが整備されたことにより、本市においても同法に基づいた個人情報保護制度を運用することを目的に当該条例を整備するものでございます。

次に条例の概要につきましてご説明いたします。まず1の保護法改正の背景等でございますが、これまで個人情報保護に関する規律は、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体のそれぞれに定められていましたが、デジタルデジタル化に対応したデータの利活用と個人情報保護の両立が求められる中で、団体ごとの規律の相違から、個人情報の取り扱いの不均衡、不整合が課題となってきたところでございます。こうした状況を設定し、各団体が同一の法の規

則に沿って個人情報取り扱いのことを目的として保護法が改正されたところでございます。

次に2の制定の主な内容でございます。改正保護法施行後は、本市においても個人情報を同法に基づき取り扱うこととなりますが、本条例では、条例で定めることとされている事項、及び許容される事項について定めるものとします。

まず、(1)開示請求に係る手数料でございます。開示請求に係る手数料につきましては、本条例では、現行制度と同様に無料とします。

次に(2)開示決定等の期限でございますが、改正後の保護法では、保有個人情報の開示請求があった日から開示決定までの期限を30日以内と規程しているところでございますが、本条例では、現行制度と同様の15日以内とするところでございます。

次ページをお願いいたします。次に(3)情報公開個人情報保護審査会の設置でございます。審査等を行う附属機関として、情報公開個人情報保護審査会を設置します。具体的には、①の開示決定等に対する審査請求の調査審議を行う場合、②の専門的知見に基づく意見を聞くことが必要である場合に対しまして審査会を開催するものでございます。

最後に3の関係条例の改廃でございますが、本条例の制定に伴い(1)の①の飛騨市情報公開条例及び②の飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例を改正し、(2)の①飛騨市個人情報保護条例については廃止します。

なお、市民の影響等は、個人情報保護法制度の運用に変更がなく、影響はありません。

最後に施行日でございますが、令和5年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（葛谷寛徳）

条例の概要の中に書いてありますけれども、今、説明がありました民間事業者とか国の行政機関と独立行政法人、これが同じ法律の下でやるようにしたということですが、分かりやすく言うと例えばどういうことが個々によって変わるか、1つ例を出していただけますか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

ただいまのご質問でございますが、改正法、今回の個人情報保護法で改正された主な点について申し上げますが、今ほどおっしゃったように、従前の法律の中から今の改正法が個人情報保護法で変わった点については、まず個人情報の定義が統一化された。

それから、個人情報ファイル簿というようなものの作成というものも義務づけられたというようなところがございます。

それから、手数料等につきましても定められております。

それから、個人情報のこれまで収集の制限がされていたというようなところがございまして、そこも可能なものについては有効利用を図っていくというようなところが認められているというようなところが主な変更点でございます。

そうしたところが、新しい個人情報保護法のほうで統一されたというような内容になっております。

●委員長（高原邦子）

ちょっと答弁が何か。

○委員（葛谷寛徳）

1つ例を出して説明していただけたら。こういうことで変わるんだと。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

すみません、具体的な例ということになりますと、ちょっと持ち合わせていないんですが、例えば開示期間ですとか、手数料、こういったものが、それぞれの機関ごとに定めてあったんですね。審査請求があったときに、いつまでに開示しなければならないというものがそれぞれでした。

こういったものが、例えば開示期間は30日ですとか、手数料については200円ですとかというのが法で定められて、ただし、自治体に対しては、その範囲内で共用される範囲は、条例でさらに定めることができるというものがついておりますが、そういった基礎的なところが全て統一されたということでありまして。お願いいたします。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかに。

○委員（住田清美）

今の要旨の説明の中の3番で情報公開個人情報保護審査会の設置とありますが、これは新たに設置をするものなのか、従前もこの審査会というのはあったのですか。お願いします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

これは従前にもございました。別に条例を持っておりまして、今回この法に基づきまして、その設置の根拠については新たに法に求められましたが、そこにそのままそれが移行するような形でありますので、こちらについてはこれまでと同様の運用となります。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

この条例の制定にあたってパブリックコメントを取られたと思うんですけど、特に市民の中からパブリックコメントに対する意見とかはありましたでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

今ご指摘のとおり、今年の10月17日から11月11日かけて26日間でしたが、パブリックコメントの募集をかけましたけれども、ここでは、意見はございませんでした。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

## ・議案第115号 飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

## ●委員長（高原邦子）

次に議案第115号、飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

## □総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第115号、飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。51ページの要旨を御覧いただきたいと思っております。少し飛びます。よろしいでしょうか。

まず、提案理由でございます。地方公務員法の改正に伴うものでございます。次に改正改廃の根拠等でございますが、地方公務員の定年につきましては、地方公務員法によりまして国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされておりますが、今般、国家公務員法等の一部を改正する法律によりまして、国家公務員の定年が引き上げられたことを受け、条例の改正が必要となりました。

また、これに合わせ国家公務員と同様の措置を講ずることを内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が来年4月1日から施行されることから、本市においても関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に条例の概要でございます。まず、1の改正の主な内容でございますが、詳細につきましては先般の全員協議会でも申し上げましたが、まず（1）定年の引き上げ、60歳から段階的に65歳に引き上げるものでございます。（2）役職定年制、管理監督職務上限年齢制の導入でございます。（3）定年前再任用・短時間勤務制の導入でございます。（4）情報意思確認制度の新設となります。

次に2の改廃の対象となる条例でございます。改正となる条例は、第1条による飛騨市職員の定年等に関する条例から、次ページの第11条によりまして飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例までの全11案件となり、それぞれ新旧対照表でもご確認いただけますが、主な改正点は定年引き上げによる関係条文の追加等、またそれに伴う引用条例の条項の変更等となるところでございます。

また、廃止となる条例は、附則第28項による飛騨市職員の再任用に関する条例1案件となっております。

なお、市民への影響等でございますが、複雑高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承

していくことで、行政サービスの向上につながるものと考えているところでございます。

最後に施行日でございます。令和5年4月1日、ただし、退職後の働き方などの情報提供について定めます附則第21項につきましては、公布の日からとなるところでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

65歳定年は世の中の流れとしていいんですが、職員の場合は60歳定年の場合は、年度末で一斉に退職だったんですが、今回、延長になるんですが、誕生月で65歳を迎えたときに定年なのか、やはり、年度末で退職なのか教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

年度末となります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

資料のほうで、1案が職員の定数を固定した場合と定年延長者が増えた場合、新規採用が増えていくという2通りあったと思うんですが、ちょっと見ても分からなかったもので、どちらをやられるということか教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

資料というのは全員協議会の際の資料ですか。分かりました。

そこで今後の方針ということで、ご説明をさせていただいたかと思えます。総人件費の抑制ということをやはり念頭に置く必要がございますけれども、それでは、今の現状の対応がなかなかできなくなる。市民に迷惑かかることも考えられることから、基本的には、現員の職員人数を維持する。そこを下回ることがないような形で今後も運用していきたいという方針で向かいたいと考えております。

○委員（井端浩二）

ちょっと確認させてください。令和5年4月からということですが、今、60歳の人、要は令和5年から61歳になる人の採用、当然、本人の意思があると思いますが、5年から61歳の人が働けるようになるということですね。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

本年度末で60歳の方については退職となります。

ただし、暫定再任用制度という制度が新たに4月1日から始まります。こちらの形の中で65歳まで再任用という形で勤務いただくことが可能となります。

## ●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

ちょっと資料の場所を忘れたんですが、61歳から65歳までの方は、週に2分の1まで働けるといことだったんですが、例えば、半日ずつ5日間でもいいですし、2日半働いて2日半休むといこととも可能なのでしょうか。

## ●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

今ほどのご質問については、条例案もちょっと異なっています。そういった短時間の勤務については2つ制度がございまして、1つは定年前再任用短時間勤務職員、その方については、61歳とか62歳まで定年が延長になりますけれども、その前に辞められて、再任用となった方。こちらについては週休日を設けることができます。5日のうち月曜日、水曜日、金曜日だけ勤務するといことが可能になってまいります。

もう1つ条例の118号になりますけれども、こちら高齢者部分休業という制度がございまして。こちらについては、定年退職をされないまま、定年が延長になったときまで、部分休業というのが取れるという制度が新たに設けられますけれども、こちらは週休日を設けることはできません。こちらは2分の1の範囲内で、月曜日から金曜日まで毎日出いただく必要があるという形になりまして、多様な働き方の確保という観点から、この2種類が設けられたというふうに認識をしております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

そうしますと、再任用と退職の延長の2分の1で働く方と給料の差が出てくると思うんですが、その辺はどう対応されるんですか。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

前段の定年前再任用の方については、あくまでも1回退職をしていただきます。一般職ではなくて再任用職員ということで新たに採用するとい形になってまいりますから、給料につきましては、当然定められた月額の中で勤務しなかった時間を除算する形になります。ボーナスで差が出てくることになろうかと思っております。

それで、どちらにいたしましても、ボーナス等につきましても、勤務した時間で月額と時間給いろいろありますけれども、これをしっかり勤務した時間で除算をして、勤務時間に応じて支払う形になってまいります。

ただ、そもそも再任用と延長された正職員としての給料というのは、そもそも給料表は同じなんです。違う位置付けになってまいりますので、その差は出てまいるといことかと思っております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

例えば、部長級の方が60歳で退職されて、再任用された場合の方の仕事と、延長でそのまま進まれる方、ここには若い方の技術継承とかいろいろと書いてありましたけど、その仕事の違いはあるんですか。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

いろいろなケースがあろうかと思えます。ただ、再任用の場合、一旦退職された再任用の場合は、先ほど申し上げましたように、土曜日、日曜日以外で週休日を設けることができます。ということになりますと、週3日しか勤務できないよということも認めるということになります。

だから、従いましてその辺で給料の差は出てくるということになります。ですが、ここについてはやはりその勤務に応じてその職員に合った業務をお願いするという形で運用するというか、方向になろうかと思えます。

## ●委員長（高原邦子）

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第115号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

## ・議案第116号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

から

## ・議案第117号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

## ●委員長（高原邦子）

次に、議案第116号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第117号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

## □総務部長（谷尻孝之）

それでは、まず、議案第116号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。これも84ページまで飛んでいただきたいと思います。要旨までお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく一般職員に関する給与改定及び、地方公務員法の改正に伴うものでございます。

次に根拠でございます。表のほうに書いてあると思えますが、本年度の人事院勧告の骨子でございます。月例給につきましては921円、ボーナスにつきましては0.11か月の調査結果の開きがございました。ということで月例給につきましては、若年層について基本的な給与である棒給を引

き上げるとのこと。

それから、ボーナスにつきましては、勤務手当0.1か月分、再任用職員につきましては0.05か月分の引き上げを行うというようなことでございます。

また、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、定年引き上げに関する改正が行われるところでございます。

次に条例の概要でございます。ページ最下段にあります表を御覧いただきたいと思っております。給料表改定の対象者の内訳でございますが、一番上にあります行政職を例にとりますと、産休までの若い職員を対象とした改定が行われておりまして、上昇率の平均につきましては1.1%、金額にしますと月額約1,000円から3,000円程度の引き上げとなるところでございます。

次ページをお願いいたします。次に勤勉手当の改正でございますが、6月及び12月分を合わせまして、年間で0.1か月の引き上げとなっているところでございます。

なお、配分につきましては、今年度は12月期で調整しますが、令和5年度からは6月期及び12月期に均等になるよう配分するところでございます。

次ページをお願いいたします。中ほど第2条による改正内容でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、以下の4項目について定めます。

まず、①給料月額、7割措置でございますが、60歳に達した日後における最初の4月1日から7割水準とする措置でございます。次に、②定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う基準給料月額の設定でございます。次に、③管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う調整額の 신설。そして、④再任用職員制度から暫定再任用職員制度への移行となるところでございます。

次に市民への影響としまして、主に影響額、金額となりますが、給料表の改定によるものとして、643万2,000円、179人が対象となります。勤務手当の支給率改正によるものでございますが、1,426万9,000円、452人の対象となります。となりまして関連する予算でございますが、今議会上に計上させていただいているところでございます。

最後に施行日でございます。第1条につきましては、公布の日。適用日は令和4年4月1日となります。

次に第2条につきましては、令和5年4月1日となるところでございます。

次に議案第117号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。こちら5ページの要旨のほうを御覧いただきたいと思っております。

まず、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく一般職員の任期付職員に関する給与改定及び地方公務員法の改正に伴うものでございます。根拠につきましては先ほどと同様となります。

次に下段にあります条例の概要でございます。まず、第1条による改正としましては、人事院勧告に基づき、一部の一般職の任期付職員の給料表を改正するもので、月額1,000円へ引き上げるものでございます。

その下、第1条及び第2条による改正でございますが、期末手当の改正としまして、6月及び12月分を合わせまして、年間で0.05か月引き上げるところでございます。

なお、配分につきましては、今年度は12月期で調整しますが、令和5年度からは6月期及び12月期で均等となるよう配分するところでございます。

次ページをお願いいたします。地方公務員法の改正によりまして、定年退職者等の再任用制度

の廃止及び定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴いまして、再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員へと名称を変更するものでございます。

次に市民への影響としまして、影響額となりますが、人件費としましては5万9,000円、2人分増額し、関連する予算につきましては、今議会に計上させていただいているところでございます。

最後に施行日でございますが、第1条につきましては公布の日。適用日は令和4年4月1日となります。次に第2条につきましては、令和5年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

失礼しました。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

採決は個々にいたします。最初に議案第116号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認め、よって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第117号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第117号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

・議案第118号 飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第118号、飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議案第118号、飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例につきましてご説明申し上げます。3ページの要旨を御覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、地方公務員法に規定します高齢者部分休業制度を導入するための制定に伴うものでございます。

次に制定改廃の根拠等でございますが、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業制度を導入するため制定するものとなるところでございます。

次に条例の概要でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方公務員の定年が引き上げられ、併せて導入される定年前再任用短時間勤務制のほか、高齢者部分休業制度を導入することで、高齢期職員の多様な働き方のニーズに答えるため制定するものでございます。

具体的な概要でございますが、高齢期として条例で定める年齢、60歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、定年退職日までの期間について当該職員の勤務時間の一部を勤務しないこととすることを承認することができるものでございます。

承認可能時間でございますが、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、30分を単位といたします。制度利用可能年齢は60歳。給与につきましては、勤務しない時間については、減額して支給するところでございます。次に市民への影響は特にございません。

最後に施行日でございますが、令和5年4月1日となるところでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

この時短した場合、その方がやられている仕事は、事前に私は2分の1しか働きませんでした場合は、それだけの仕事量を与えるのか、そういった場合、仕事が限定されると思うんですが、例えば、この時短以外のところの時間を誰が補って仕事されるのか、教えてください。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

こういった形で部分休業等を取られた職員に関して、やはり過員という扱いになろうかと思えます。なので、そこの来られなかった時間の部分を誰かが代わりに背負うというのではなくて、こういった柔軟な働き方をされる職員、その働き方を認めた上で、それは定数に上乗せて、こういう短時間の職員は乗せていくという考え方にならざるを得ないのではないかと考えていますが、ただ、今般なかなか採用難の中で、人員の確保という観点には、また別途、いろいろ悩ましい点はございますけれども、基本的にはそういう扱いになろうかと思えます。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（谷口敬信）

有給休暇の扱いはどのように考えていらっしゃいますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

こういった職員に関してもこれは一般の職員でございますので、有給休暇は与えることとなります。

ただし、勤務時間が短くなった分、その分も減算をする形になります。私どもですと20日間で繰り越しで40日ということになっているんですが、そこについては、その期間が短縮、取れる

日数が少なくなるということとなります。

○委員（谷口敬信）

ということは大体、比例計算みたいなものですか。有給休暇を取れる日数というのは、100%働いた場合と、何%働いた場合との比例計算で支給されるという考え方でよろしいんですか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

厳密に、しっかりそこで比例するという事ではないんですが、基本的には、おっしゃられたように、おおむね比例する形で付与するという形になります。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第118号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

・議案第119号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
から

・議案第121号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第119号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第121号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、まず、議案第119号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。5ページの要旨を御覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございます。人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改正に伴うものでございます。根拠等につきましては省略させていただきます。

次に下段の条例の概要でございます。国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給率引き上げに合わせ、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を年間で0.1か月引き上げるものでござい

ます。

なお、配分につきましては、今年度は12月期で調整しますが、令和5年度からは6月期及び12月期で均等となるよう配分するものでございます。

次に市民への影響等としましては、こちらのほうも影響額となりますが、人件費としましては、17万4,000円、2人分が増額となりまして、関連する予算は、今議会に計上しているところでございます。

次ページをお願いいたします。最後に施行日となりますが、第1条につきましては交付の日、適用日につきましては、令和4年12月1日となります。

次に第2条につきましては、令和5年4月1日となります。

次に議案第120号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

こちらのほうも、5ページの要旨を御覧いただきたいと思えます。まず、提案理由でございます。人事院勧告に基づきます期末手当の支給割合の改定に伴う改正によるものでございます。

根拠等は省略させていただきまして、下段の条例の概要をお願いいたします。こちらのほうも国の特別職の例に準じまして、一般職の期末手当の支給率引き上げに合わせ、教育長の期末手当の支給率を年間で0.1か月引き上げるものでございます。配分につきましても、今年度は12月期で調整しますが、令和5年度からは6月及び12月期で均等となるよう配分するものでございます。

次に市民への影響等としましては、こちらにも影響額となりますが、人件費としまして6万4,000円、1名が増額となりまして、関連する予算は、今議会に計上しているところでございます。

施行日でございます。第1条につきましては公布の日。適用日は令和4年12月1日となります。

次に第2条につきましては、令和5年4月1日となるところでございます。

次に議案第121号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

こちらのほうも5ページの要旨のほうを御覧いただきたいと思えます。まず、提案理由でございますが、こちらのほうも人事院学校に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正によるものでございます。

次に下段の条例の概要でございます。国の特別職の例に準じまして、一般職の期末手当の支給率引き上げに合わせ、議会議員の期末手当の支給率を年間で0.1か月引き上げるものでございます。

なお、配分につきましては、12月期で調整しますが、令和5年度からは6月期及び12月期で均等となるよう配分するものでございます。

次に市民への影響等としまして、影響額となりますが、議員手当として42万3,000円、13名が増額となりまして、関連する予算につきましては、今議会に計上しているところでございます。

次ページをお願いいたします。最後に施行日となりますが、第1条につきましては交付日、適用日は令和4年12月1日となります。次に第2条につきましては、令和5年4月1日となるところでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論は議案番号を述べて行ってください。ありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に議案第119号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認め、よって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第120号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第121号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第121号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

- ・ 議案第122号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長 (高原邦子)

次に議案第122号、飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第122号、飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。6ページの要旨を御覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございます。岐阜県最低賃金額の改定に伴う会計年度任用職員の給与等の額の見直しのための改正によるものでございます。

次に制定改廃の根拠等でございます。最低賃金法の改正に伴い、岐阜県の最低賃金が令和4年

10月1日から910円に改定されました。地方公務員は、情勢適応の原則均衡の原則及び、条例主義並びに人事院勧告に基づく給与表の改定等によりまして、妥当な水準が確保されており、最低賃金法は適用除外であります。会計年度任用職員は、人事院勧告に基づく給与表の改定が翌年度に反映されるため、今年度において最低賃金の額を下回る職員が発生することとなります。このため、最低賃金の額を下回らないよう人事院勧告に基づき、改定された給与表を適用させるための改正を行うものでございます。

また、令和5年度以降は、最低賃金法の改正による最低賃金の額を下回ることのないよう市独自の改正を行います。

次に条例の概要でございます。まず、最低賃金の額を下回る場合は、人事院勧告に基づく給与改定を令和4年10月から適用させ、最低賃金の額以上とするものでございます。次に令和5年度以降は、最低賃金の額が改定された際、最低賃金の額を下回ることがないように算定した給与等の額が最低賃金を下回る場合は、当該企業等の額を最低賃金の額とすると、特例措置を規定するものでございます。

次に、市民への影響等としまして、影響額になりますが、人件費として85万5,000円、66人分となりますが、こちらのほうが増額なり、関連する予算につきましては、現状の予算枠の中で、こちらのほうは対応させていただきたいと思っております。

最後に施行日でございます。施行日は公布の日。適用日は令和4年10月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

これは最低賃金を下回る職員が発生したということの改正なんです。市民への影響のところ、66名が一応影響の範囲ということなんです。この方々の数の下回っていたということなんでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

ご指摘のとおりでございます。

○委員（住田清美）

令和5年度以降は、改定があったときには速やかに改定するということなんです。いかにもすれすれで働いてくださっている方が多いのかなという印象なので、本当にすみません、感謝いたしているところでございます。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって議案第122号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (高原邦子)

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

( 休憩 午前10時48分 再開 午前10時49分 )

◆再開

●委員長 (高原邦子)

休憩を解き、会議を再開いたします。

・議案第123号 指定管理者の指定について (飛騨市文化交流センター)

●委員長 (高原邦子)

議案第123号、指定管理者の指定について (飛騨市文化交流センター) を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長 (野村賢一)

それでは、議案第123号、指定管理者の指定について (飛騨市文化交流センター) についてご説明いたします。

施設の名称は飛騨市文化交流センター。指定管理者となる団体の名称は飛騨市古川町の特定非営利活動法人、ひだ文化村、理事長、中村輝政。指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

それでは、配布資料により説明をさせていただきます。資料のほうをお願いします。2ページを御覧ください。令和4年11月9日、6番に記載しております選定委員会委員5名による書類審査を行い、候補者を選定いたしました。

当該法人は、平成18年6月から一部業務を委託され、平成19年度には第1回目の指定管理者として指定され、今回が5回目の指定となります。

現在までの実績につきましては、皆様方も御存じのことと思いますので、今回、新たに提案された主なものについて説明いたします。

5ページの表7を御覧ください。2の①利用促進の方策につきましては、囲碁、将棋、ボードゲームなどの無料交流会の場やプロの指導の場が提案されております。

次ページ、②のc高齢者や身体障がい者への配慮については、かねてから利用者より要望のあったステージ階段の手すりの設置などが提案されております。

9ページを御覧ください。5の①のa各種団体等の利用促進としては、ホールに興味を持ってもらうためのステージバックヤードツアーや、一般の方の有償ボランティアでの事業参加が提案されています。

10ページをお願いします。自主事業としてアーティスト・イン・レジデンスの提案があります。これは公募にあたって市が求めた地域活性化のための事業の1つです。アーティスト・イン・レジデンスとは、アーティストが一定期間滞在し、創作活動を行う事業のことですが、応募者からは、プロを目指す大学生の合宿誘致を継続するほか、地元にゆかりのあるアーティストに滞在いただき、コンサートを行うなどという提案がありました。そのほかにもホールを利用したeスポーツ大会の開催や、ユーチューバーの活用など、多彩な事業が提案されております。

以上特徴のある取り組み、提案について、いくつかご説明しましたが、資格等の要件、事業計画等の基準審査の合格点、指定管理料の限度額のいずれも満たしており、実績も十分ありますので、今回、NPO法人ひだ文化村を飛騨市文化交流センターの指定管理者として指定するものです。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

選定委員会を開催されていらっしゃるんですが、この中には外部の方が入っていないと思われま。例えば、どこかのコンサートホールの責任者の方ですとか、そういうような方が入れなかった理由とかというのは特にあるのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

選定委員会におきましては、2社以上の応募がありました案件につきましては、外部の方に入っていただくという取り扱いにしておりますが、1社だけの応募であった場合には、内部での審査という形を通常としておりますので、今回、内部だけということになっております。

●委員長（高原邦子）

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認め、よって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

- ・議案第124号 指定管理者の指定について（飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨釜崎社会体育館、飛騨市サンビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場）

## ●委員長（高原邦子）

次に議案第124号、指定管理者の指定について（飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨釜崎社会体育館、飛騨市サンビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場）を議題といたします。説明を求めます。

## □教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、議案第124号についてご説明いたします。施設の名称は、飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨釜崎社会体育館、飛騨市サンビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場。

指定管理者となる団体の名称は、飛騨市神岡町の団体MASK、代表、萬英久。指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

それでは、資料により説明をさせていただきます。15ページを御覧ください。令和4年11月10日、6番に記載しております外部の方を含めた選定委員会委員6名による選定委員会を開催いたしました。今回、MASKのほかにもう1団体から申請がありましたので、書類審査の後、それぞれの代表者によるプレゼンテーションを行っていただきました。そのあと、委員長を除く5名の委員による評価を行い、候補者を決定いたしました。

今回、応募いただきました2団体は、3年前の前回も応募された団体です。候補者として選定されたMASKは、特に施設利用のPR、広報活動、インターネットによる情報提供、高齢者や身体障がい者への配慮、個人情報の適正管理、ごみの減量化等ハード面における施設の効用発揮の項目において具体的提案がなされていることが高く評価されたものと考えます。

一方、応募団体Bについては、地域活性と交流促進を推進する拠点としての環境の整備、充実の項目において、市民の体力の維持向上や、健康管理、スポーツ実施率の向上、子供が様々なスポーツ体験ができる取り組みなど、主にソフト面における細かい提案がなされておりました。お互いの強みが十分発揮された甲乙つけ難いプレゼンテーションとなりましたが、最終的には、現在の指定管理者であるMASKが、施設の内容を熟知し、安定した管理運営を行っている点が評価され、今回、指定管理者候補者として選定されたものであると考えます。これらの結果より、MASKを飛騨市桜ヶ丘体育館ほか3施設の指定管理者として指定するものであります。以上簡単ですが説明を終わります。

## ●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第124号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました11案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（高原邦子）

以上をもちまして、第13回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時00分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長          高原邦子